

平成 27 年 10 月 14 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

納税課職員による公文書の改竄事件に係る対応に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

納税課職員（前・鎌倉市職員労働組合委員長）による公文書の改竄事件に係る対応等

2 質問の要旨

1. 鎌議第 1220 号の答弁によれば、出退勤記録については公文書に該当する考えを示したが、つまり、間接的に納税課 小原芳則は公文書の改竄を目的とし、その為の指示をしていたということか。また、小原は指示することにより、改竄を間接的に行ったということか。
2. 鎌議第 1293 号の答弁では、考査委員会に対する諮問文書は先日の答弁で添付されてきたが、職員課長による具体的な口頭の説明では、本来ならば小原の行為に係り、改竄というところを修正という単語を使って考査委員会委員らに対して説明をしたのか。
3. 本来、改竄という事実を意味の異なる修正という全く違う言葉（鎌議第 1292 号答弁）を用いて説明することは、事態を矮小化させるかの如く捉えられる恐れがあるのではないか。大変懸念しているが、市長の感覚として如何か。
4. 遅刻も複数回大量に行っていたが、結局は、小原は改竄についても鎌議第 1293 号の答弁によれば複数回指示していたということか。
5. 小原は合計何回改竄を指示したのか。
6. ログによる改竄日時の確認を行い、証拠保全の為にも、その日時を速やかに明らかにせよ。（質問主意書は速やかに答弁すべきでありその目安は 14 日以内）
7. 鎌議第 1250 号の答弁 1 によれば、小原氏は始業時間と齟齬があつてはいけないという考えから変更（本来は改竄）を指示していたとのことだが、つまり、小原は自身の出勤時刻が遅刻していることから、その事実を隠したかったということか。
8. 結果的に小原の改竄によって、遅刻の把握や職員課の重大な事務である服務上の監督や勤務状況の把握、遅刻が明らかになることによる懲戒処分業務、再任用をするか否かの判断という鎌倉市の事務について、大きく事務を誤らせたことになるのではないか。

9. 現時点で小原が退職した場合の小原の昨年までの職位と勤続年数によるケースでの退職金額はいくらになるのか。
10. 本件に係る公文書の改竄については、小原が首謀者であるか。
11. 改竄実行者は組合費のチェックオフを受けていたのか。(組合ぐるみの不正行為か否かの判断の為、重要)
12. 小原指示による改竄行為の実行者2名は「故意なき道具」であったのか。

3 答弁を求める者
市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 10 月 15 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問を行う為、公的機関・メディアに情報提供をする為)